

市の決算を

家計簿に例えらる...

家庭の収支と市の財政は、お金の使い道や規模が違いますが、単純に比べることはできませんが、わかりやすく見ていただくために、長浜市の19年度一般会計決算額(歳入)367億2,576万円を、給与・パート代などの収入の合計が25万円の『長浜さん一家』の1か月の家計に置き換えてみました。

長浜さん一家では、家族で稼いだお金(市税など)よりも生活費の方が多く、父母(国・県)からの援助がないと生活できません。援助は、今後減ってしまう見込みなので、今後は、何とか家計をやりくりしなければなりません。



収入(歳入)

長浜さん一家の1か月の収入		一般会計決算	
給与	175,000円	市税	121億740万円
その他の収入 パート、不動産収入等	75,000円	自主財源 使用料および手数料、 分担金および負担金など	52億2,571万円
貯金の取り崩し	19,000円	財源 繰入金	13億771万円
前月からの繰越金	11,000円	繰越金	7億3,489万円
父母からの援助	185,000円	依存財源 国や県からの補助金など	128億5,945万円
借金	65,000円	市債	44億9,060万円
合計 530,000円		合計 367億2,576万円	

支出(歳出)

長浜さん一家の1か月の支出		一般会計決算	
食費	79,000円	義務的経費 人件費	54億7,837万円
教育・医療費等	62,000円	扶助費	42億9,388万円
ローン返済	57,000円	公債費	39億7,365万円
光熱水費、消耗品費	52,000円	物的経費 物件費	35億9,942万円
家の修繕費	3,000円	維持補修費	1億6,752万円
自治会費、 サークル費等	59,000円	消費的経費 補助費	41億365万円
貯金	38,000円	積立金	26億4,720万円
友人に貸したお金	47,000円	貸付金・ 投資出資金	32億7,164万円
子どもへの仕送り	45,000円	繰出金	30億9,362万円
家の増改築費	80,000円	投資的経費 建設事業費等	55億4,137万円
合計 522,000円		合計 361億7,032万円	
来月への繰越金 8,000円		歳入歳出差引 5億5,544万円	

▶特別会計決算額(1万円未満四捨五入)

特別会計は、一般会計と区別し特定の事業に係る会計のことを言い、長浜市には10の会計があります。

老人保健特別会計の歳入歳出不足額は、翌年度歳入繰上充用金で補てんしました。

区分	歳入	歳出	差引額
国民健康保険	70億2,803万円	69億7,249万円	5,554万円
診療所	1億4,323万円	1億1,430万円	2,893万円
老人保健	63億8,248万円	64億7,505万円	▲9,257万円
介護保険	45億5,330万円	45億4,072万円	1,258万円
介護認定審査会 共同設置	3,460万円	3,308万円	152万円
しょうがい者自立 支援審査会共同設置	457万円	276万円	181万円
公共下水道事業	38億7,605万円	38億6,591万円	1,014万円
農業集落排水事業	5億1,277万円	5億1,274万円	3万円
浅井簡易水道事業	5億6,005万円	5億518万円	5,487万円
東上坂工業団地 整備事業	1億2,201万円	1億2,201万円	0円

新しい財政判断指標

(健全化判断比率・資金不足比率)

自治体の財政破綻を未然に防ぐとともに、悪化した団体に對して早期に健全化を促すことを目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に制定され、その中で、自治体全体の状況を判断するための4つの指標「健全化判断比率」が定められました。これは、一般会計のほかに公営企業や第三セクターなど、市が影響を受ける会計の負債なども考慮した指標です。「これ以上悪化すると危険IIイエローカード」という早期健全化基準と「危険Iレッドカード」という財政再生基準が定められ、早期健全化基準を一つでも上回ると財政健全化計画を定めて改善に取り組むことが義務付けられ、破綻する前に健全化を促す仕組みとなりました。

19年度決算に基づいて算定した長浜市の健全化判断比率は、早期健全化基準をすべて下回っています。

自治体の財政破綻を未然に防ぐとともに、悪化した団体に對して早期に健全化を促すことを目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に制定され、その中で、自治体全体の状況を判断するための4つの指標「健全化判断比率」が定められました。これは、一般会計のほかに公営企業や第三セクターなど、市が影響を受ける会計の負債なども考慮した指標です。「これ以上悪化すると危険IIイエローカード」という早期健全化基準と「危険Iレッドカード」という財政再生基準が定められ、早期健全化基準を一つでも上回ると財政健全化計画を定めて改善に取り組むことが義務付けられ、破綻する前に健全化を促す仕組みとなりました。

▼健全化判断比率

■実質赤字比率
※普通会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率
早期健全化基準12.52%
財政再生基準20%

実質赤字なし
(2.43%黒字)

家計に例えると、給与やパート代など生活をやくりくりするための主な収入に対する赤字の割合で、財政状況の悪化の度合いを示します。

■連結実質赤字比率
※すべての会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率
早期健全化基準17.52%
財政再生基準40%

連結実質赤字なし
(0.02%黒字)

一家全体の収入に対する赤字の割合を示します。例えば、子どもが借金をした場合、家計を圧迫し、比率が悪くなります。

病院や水道事業などの公営企業における資金不足額の割合で、経営状況の悪化の度合いを示します。長浜市の公営企業においては、いずれの会計でも資金不足は生じませんでした。

14.1%

■実質公債費比率
※借金の返済額等の大きさから資金繰りの危険度をみる割合
早期健全化基準25%
財政再生基準35%

家計に例えると、収入に対するローンの割合で、借金の額が適正かを判断する指標です。18%を超えると借金をするのに国の許可が必要となり、25%を超えると借金が制限されます。

■将来負担比率

※市が抱える負債の残高から将来財政への圧迫度をみる比率
早期健全化基準350%

105%

生活のための借金、子どもの借金のほかに、連帯保証人となった親せきの借金など、将来負担する可能性のある実質的な負債の割合で、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

■資金不足比率

※各公営企業の資金不足割合から経営健全化基準20%
※各公営企業の資金不足割合から経営健全化基準20%
※各公営企業の資金不足割合から経営健全化基準20%

資金不足公営企業なし

▼従来からの指標

■経常収支比率
※使い道が決まっているお金の割合
90.5%
(18年度、90.6%)
家計に例えると、給料などの定期的な収入に占める食費や光熱水費といった、常に必要な支出の割合のことです。率が低いほど財源に余裕があることとなります。

■財政力指数

※自分で自分のことができる力
0.626
(18年度、0.500)
家計に例えると、ごく普通の生活ができるだけの費用を、どれだけ自分で稼げるかを示し、数字が高いほど財政力があります。1を超えると財政力が豊かとなり、国から地方交付税が交付されません。